

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が、平成30年2月6日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡家族（以下「被災者」という。）は、昭和34年4月から平成18年9月までの間、複数の事業場で、溶接工として船舶の修理や建築工事に従事していた。
- 2 被災者は、平成29年7月3日、B医療機関に受診し、「肺扁平上皮がん」と診断され、加療を受けた。
- 3 被災者は、被災者に発症した肺扁平上皮がんは業務上の事由によるものであるとして、平成29年9月14日から同年10月16日までの間の休業補償給付の請求をしたが、監督署長の処分前の○年○月○日に入院先のC医療機関において死亡した。死亡診断書の記載は、「直接死因：肺がん」、「直接死因の原因：不詳」、「死因の種類：病死及び自然死」と記載されている。
- 4 本件は、被災者の家族である請求人が請求手続きを受け継いだ上、監督署長に対して、平成29年9月14日から同年10月16日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 5 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成30年12月20日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

被災者に発症した肺扁平上皮がんが業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、石綿ばく露認定の通算評価期間が過少であることや、間質性肺炎及び線維化の医学的所見が出されているのに、地方労災医員面談聴取書で触れておらず判断は誤りであると主張していることから、以下検討する。

(2) 石綿による疾病の業務起因性の判断基準は、決定書に記載の「石綿による疾病の認定基準について」（平成24年3月29日付け基発0329第2号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) まず、被災者の職歴について、請求人は、D会社20年小史に掲載されていた寄せ書きについて調査段階では確認しておらず、石綿ばく露の認定にかかる通算評価が過少になされているとするとともに、昭和43年7月から平成8年1月までの期間について「自営」とされているが、被災者から聞き取った家族のメモから考えても、労働者であったことは疑いがないと述べている。

これに対して、D会社のEは、要旨、「寄せ書きについては、おそらく当時いた、外注の方々に書いてもらったと思う。他の業者が、石綿ばく露作業をしている隣で作業することは、作業工程上ないので、直接的、間接的にも石綿ばく露作業はない。」と述べていることから、当該事業場において労働者として就労していた事実は確認できない。

また、昭和43年7月から平成8年1月までの期間についても、F会社、G会社、H会社、I会社、J会社、K会社及びL会社については、各事業場関係者は、被災者について労働者として在籍した事実はない又は不明である旨回答し、

M会社については所在地不明のため当該事業場関係者の回答が得られず、N会社については、アルバイトとして就労した事実は認められるものの石綿ばく露作業はなかった旨当該事業場関係者が回答している。したがって、同期間、被災者が就労していた事実が確認できず、石綿ばく露作業も認められないことから、決定書に説示するとおり、当該期間中、労働者として石綿ばく露を受けた事実は確認できないと判断する。

(4) 被災者が発症した肺扁平上皮がんは、決定書に説示するとおり、原発性肺がんであり、最初の石綿ばく露作業を開始してから発症まで10年以上経過しているものと認められることから、認定基準に照らして医学的観点から以下検討する。

ア ①石綿肺の所見が認められるか否かについて

請求人は、O医師の平成29年11月14日付け意見書及び同年10月16日付け診断書に、それぞれ、「間質性肺炎」、「肺線維化所見」との記述があることから、石綿肺ないしじん肺の所見を否定するのであれば、個別具体的に否定する根拠を示すべきであると述べている。

しかしながら、P医師及びQ医師は、それぞれ、平成29年7月3日及び同年9月28日のCT画像上に石綿肺の所見は認められない旨、根拠とする画像を特定した上で意見しており、「間質性肺炎」、「肺線維化所見」との診断をしたO医師も石綿肺の所見はないと診断しており、3名の医師いずれも、石綿肺の所見が認められないと判断している。B医療機関の平成29年7月3日と同年9月28日の胸部X線像を精査するもじん肺法に定める胸部X線写真の像が第1型以上であるとは認められなかったこと、その他資料を精査するも、認定基準に示された石綿肺の所見を確認することができる客観的な資料はないことから、決定書に説示のとおり、被災者は、本要件に該当しないと判断する。

イ ②胸部X線検査、胸部CT検査等により、胸膜プラークの所見が認められ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が10年以上あるか否か、③胸部正面X線写真上胸膜プラークと判断できる明らかな陰影があり胸部CT画像上胸膜プラーク又は胸部CT画像上広範囲な胸膜プラークが認められ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が1年以上あるか否かについて

関係医師の意見書等の一件記録を精査するも、胸膜プラークを確認することができる客観的な資料はないことから、決定書に説示するとおり、被災者は、

本要件には該当しないと判断する。

ウ ④一定量以上の石綿小体又は石綿繊維の所見が得られ、かつ、石綿ばく露作業の従事期間が1年以上あることについて

関係医師の意見書等の一件記録を精査するも、石綿小体、石綿繊維の計測は行われておらず、これらの所見を確認することができる客観的かつ的確な資料はないことから、決定書に説示のとおり、被災者は、本要件に該当すると判断できない。

エ ⑤一定の石綿ばく露作業に従事した期間が所定の年数以上あることについて

a石綿糸、石綿布等の石綿紡織製品の製造工程における作業、b石綿セメント又はこれを原料として製造される石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等のセメント製品に係る製造工程における作業、c石綿の吹付け作業のいずれかの作業への従事期間又はそれらを合算した従事期間が5年以上ある場合は、業務上疾病として取り扱っているとされているところ、上記(3)で述べたとおり、一件記録を精査しても被災者がこれらの作業に従事した期間等が5年以上あるとは確認できない。

オ ⑥びまん性胸膜肥厚を併発しているか否かについて

関係医師の意見書等の一件記録を精査するも、同所見を確認することができる客観的かつ的確な資料はないことから、決定書に説示のとおり、被災者は、本要件には該当しないと判断する。

(5) 上記のとおり、被災者は、認定基準のいずれの要件も満たさないことから、被災者に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められず、被災者の死亡も業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

(6) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

### 3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年5月13日